

第 5 章

歴史的風致維持向上施設の 整備及び管理に関する事項

1 歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する視点

歴史的風致維持向上施設の整備及び管理については、以下の4つの視点で実施する。

1 拠点施設の整備及び管理

重要伝統的建造物群保存地区と他の文化財施設（東山寺院群等）を繋ぐ周遊ルートの中に、核となる拠点施設を整備し、周辺景観との調和をはかるとともに、多くの人々が身近に歴史的風致を感じることができるように配慮しながら、歴史的風致の維持及び向上に資するよう適正な管理を行う。

2 周遊ルートの整備

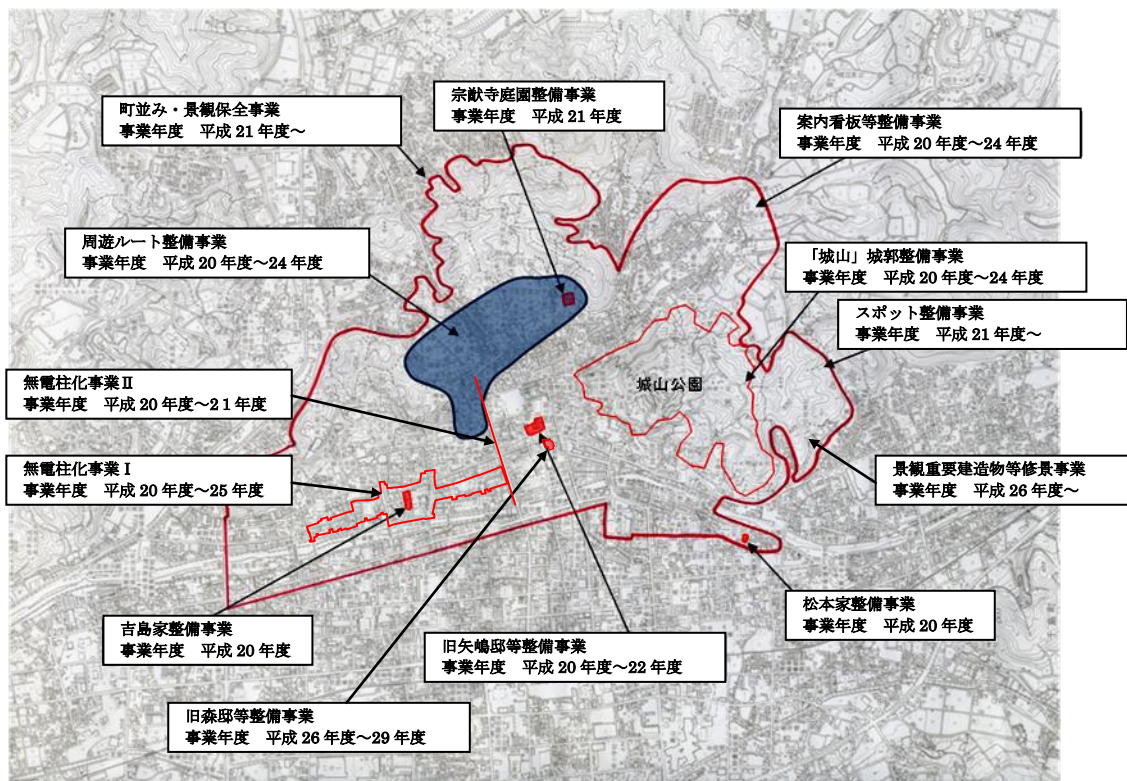
重要伝統的建造物群保存地区と他の指定文化財等（東山寺院群、川原町地内等）を繋ぎ、徒歩等で文化財を巡る周遊ルートを整備し、多くの人々が伝統的な生活感や文化財等に触れながら楽しく歩くことができるとともに、地域間の交流促進がはかれるよう配慮しながら、地域住民と一体となって歴史的風致の維持及び向上に資するよう適正な管理を行う。

3 指定文化財の周辺整備等

周遊ルート沿い等にある指定文化財の公有化、公開のための整備等を実施し、周辺景観との調和をはかるとともに、多くの人々が身近に歴史的風致を感じることができるように配慮しながら、歴史的風致の維持及び向上に資するよう適正な管理を行う。

4 歴史的風致の向上

景観阻害建物、構築物等の修景、除去などにより、良質な歴史的景観を形成する。



整備箇所

2 拠点施設の整備

(1) 事業の名称 旧矢嶋邸等整備事業

- ① 整備主体 高山市
- ② 活用する国の支援事業の名称 歴史的環境形成総合支援事業
- ③ 事業期間 平成20年度～22年度
- ④ 事業の概要

旧矢嶋邸部分の用地等の取得、景観阻害建造物除去、詳細設計、施設等整備（土蔵の修理及び展示施設への改修、展示施設整備、庭園等復原整備、塀等工作物の整備、高山市郷土館との連携設備の整備等）

⑤ 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

旧矢嶋邸及び高山市郷土館は重要伝統的建造物群保存地区と東山寺院群の動線上に位置し、周遊ルートを形成する上で重要な位置にある。どちらも、江戸期における高山の文化を担った豪商の邸宅跡であり、当時の土蔵が現存している。高山市郷土館は、現在この土蔵を改修し、資料館として開館している。

旧矢嶋邸は、昭和年代に所有者がかわり、土蔵以外は鉄骨造の事務所、倉庫、住居として改築され、必ずしも歴史的風致に調和したものになっていない。そのため用地等を市が取得し土蔵以外の建造物を除去し、高山市郷土館と一体となった景観を創生することで、歴史的風致の大きな向上が見込まれる。また、周囲には東山寺院群に繋がる伝統的な生活感の残る空町地域の街路や横丁があり、ここを基点とした周遊ルートの整備を合わせて実施することで、伝統的な生活感に触れながら文化財を周遊することができ、歴史的風致の面的な向上が見込まれる。また、市民が歴史的風致にかかわる拠点施設としても活用を見込んでいる。



旧矢嶋邸(左)及び高山市郷土館(右)



旧矢嶋邸外観



景観阻害状況(通りから)



旧矢嶋邸土蔵内部



旧矢嶋邸土蔵



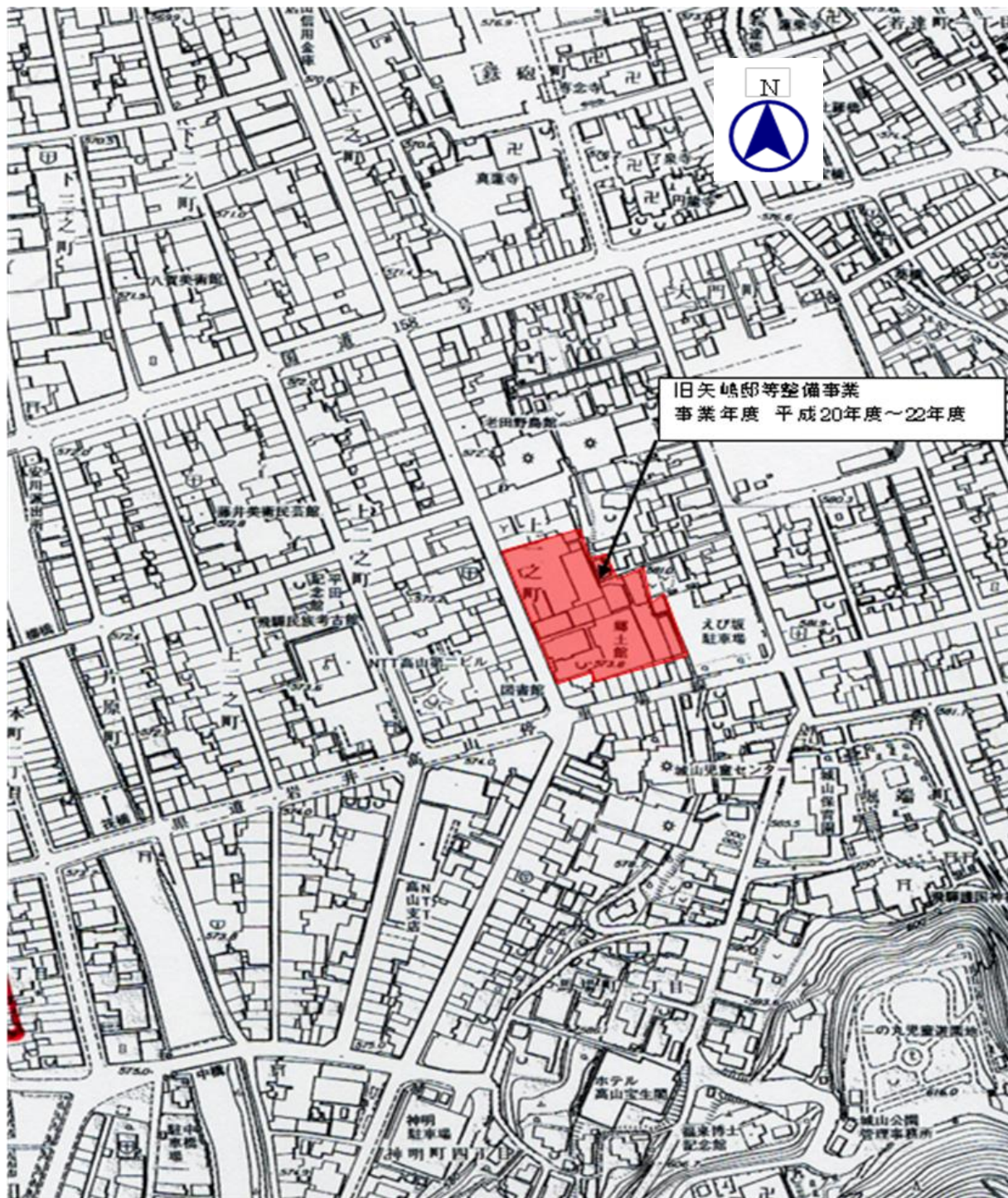
高山市郷土館外観



高山市郷土館内部



矢嶋邸平面図(明治年代と推定)



旧矢嶋邸等整備事業位置図

(2)事業の名称 旧森邸等整備事業

- ① 整備主体 高山市
- ② 活用する国の支援事業の名称 社会資本整備総合交付金〈都市再生整備計画事業〉
- ③ 事業期間 平成26年度～29年度
- ④ 事業の概要

かつては豪商森家の邸宅があった地である旧図書館敷地において、不用品な建造物の除去を行い、防災機能を有した避難場所を含む屋内外交流スペースとして整備するとともに、現存する旧森邸の土蔵を修復し連続した町並み景観の形成を図る。また、同じく旧森邸の敷地であった土地に建築され、現在は空家となっている民家及びその用地を取得し、伝統芸能の鑑賞、伝統行事や伝統工芸品の紹介、伝統文化の体験等を行う施設として改修する。

- ⑤ 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

旧矢嶋邸等整備事業により平成23年にオープンした飛騨高山まちの博物館は、城下町高山の歴史文化を学ぶことを目的とする展示等を行っており、歴史的風致の拠点施設として、また周遊ルートの基点として重要な役割を担っている。しかし、博物館に近接する旧図書館敷地は歴史的な町並みの連続性を阻害する状況となっており、古い町並境界の貴重な空地としても有効活用が求められている。このため当該敷地を、防災機能を併せ持つ観光客と市民の交流広場として周辺の町並みと調和するよう整備するとともに、隣接する空家を取得して改修を行い、伝統芸能や伝統工芸をテーマとした文化交流施設として整備する。また、飛騨高山まちの博物館から当該施設を通り抜けて古い町並みへと通ずる新たな周遊ルートを確保することにより、まちなかの回遊性の向上を図る。

「学び」を主体とする飛騨高山まちの博物館を「体感」を主体とする場によって補完することで一体的な機能を発揮し、伝統文化伝承の拠点として歴史的風致の維持及び向上が見込まれる。



旧図書館(中央)及び飛騨高山まちの博物館(左上)



旧図書館



旧図書館敷地内の旧森邸土蔵



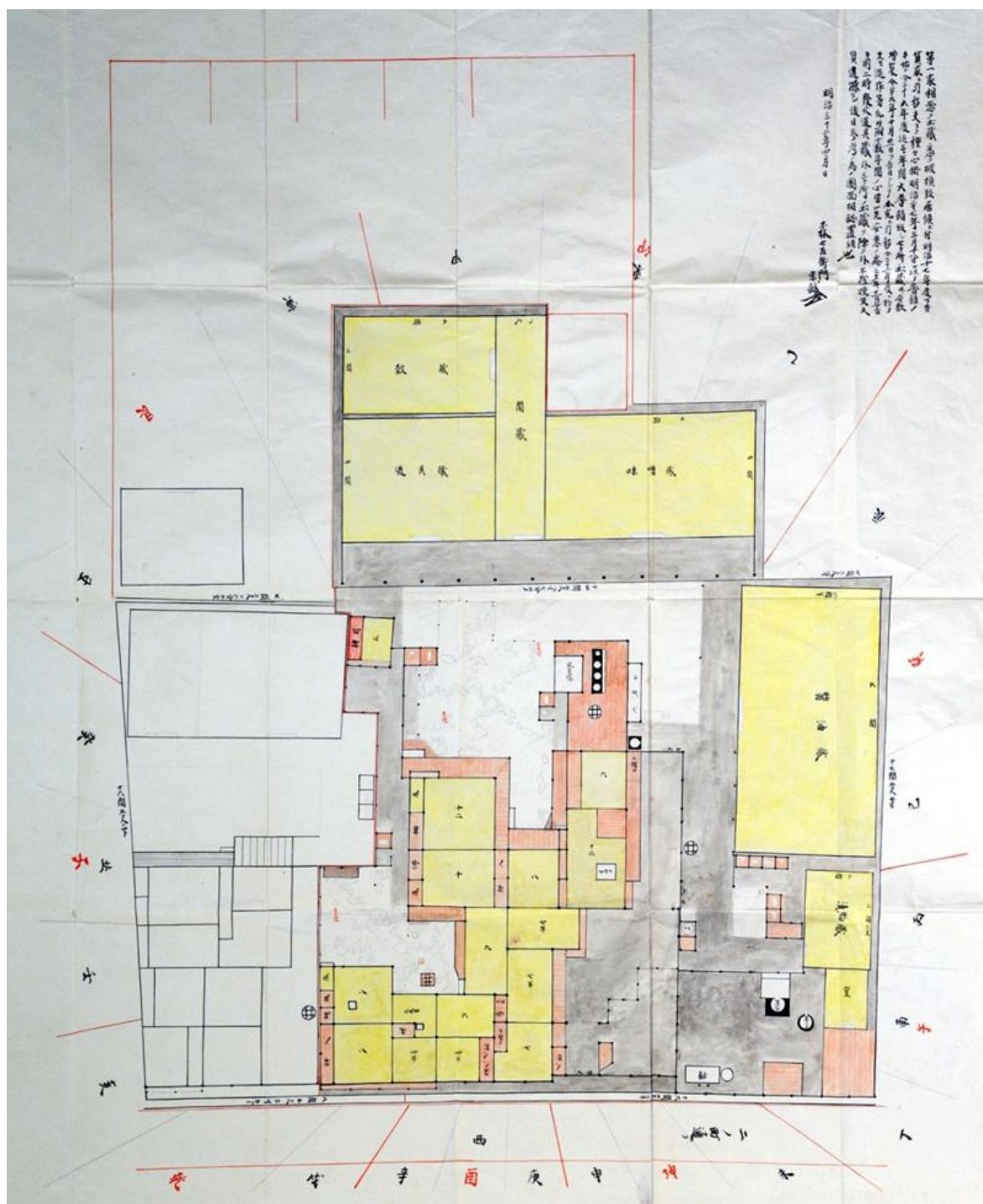
旧図書館敷地に隣接する空家



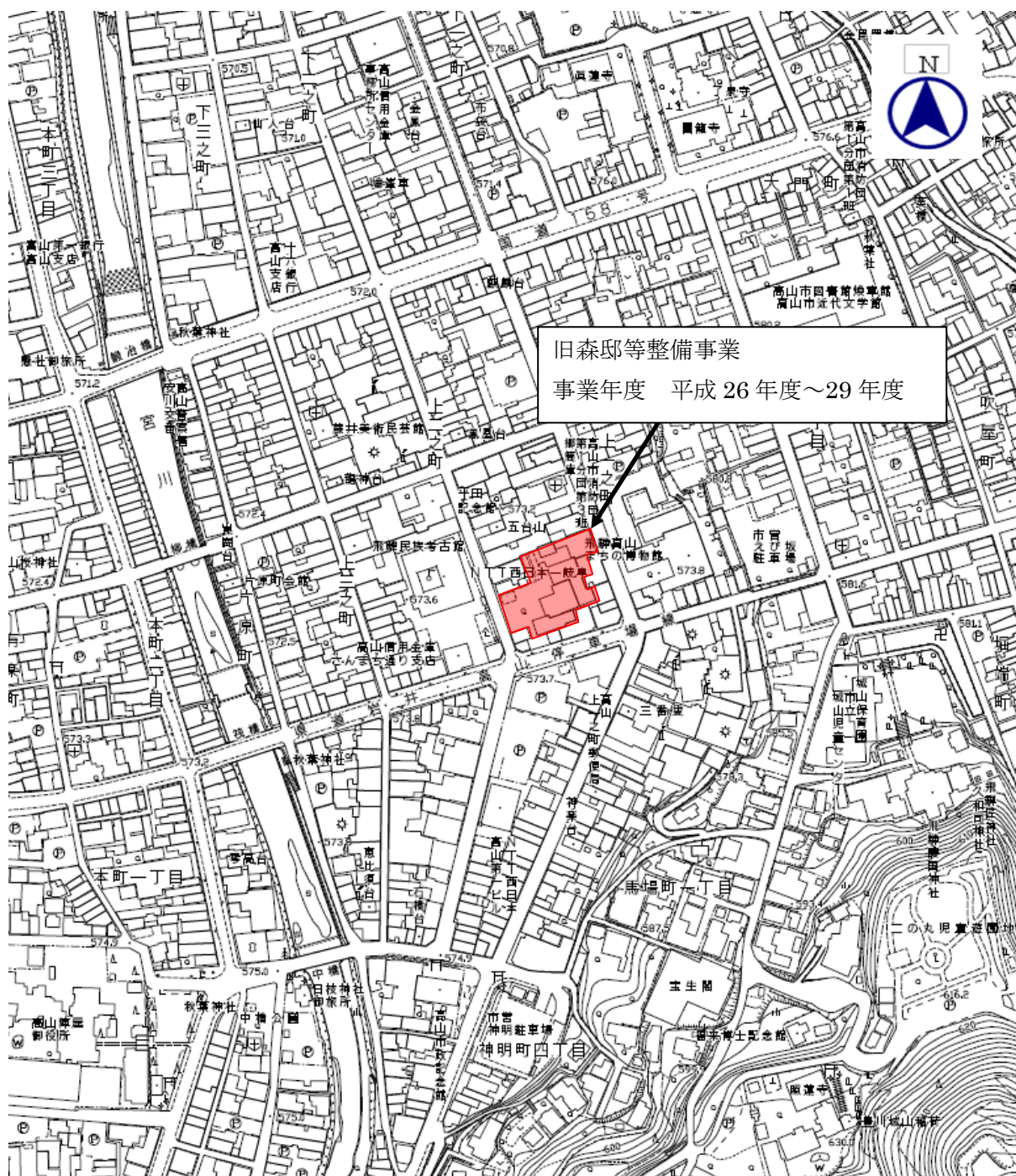
旧図書館敷地に近接する飛騨高山まちの博物館



飛騨高山まちの博物館内部



旧森邸平面図(明治31年当時)



旧森邸等整備事業位置図

3 重要伝統的建造物群保存地区と他の文化財施設を繋ぐ整備

(1) 事業の名称 周遊ルート整備事業

- ① 整備主体 高山市
- ② 活用する国の支援事業の名称 歴史的環境形成総合支援事業〈～平成 21 年度〉、まちづくり交付金事業〈～平成 21 年度〉、社会資本整備総合交付金〈道路事業：平成 22 年度～24 年度〉
- ③ 事業期間 平成 20 年度～24 年度
- ④ 事業の概要

河川沿いの道路、伝統的な生活感の残る横丁や寺院群を巡る遊歩道を有機的に繋ぎ、歴史的な資源を活かした周遊ルートを整備する。

・周遊路（横丁・遊歩道・散策路）整備事業

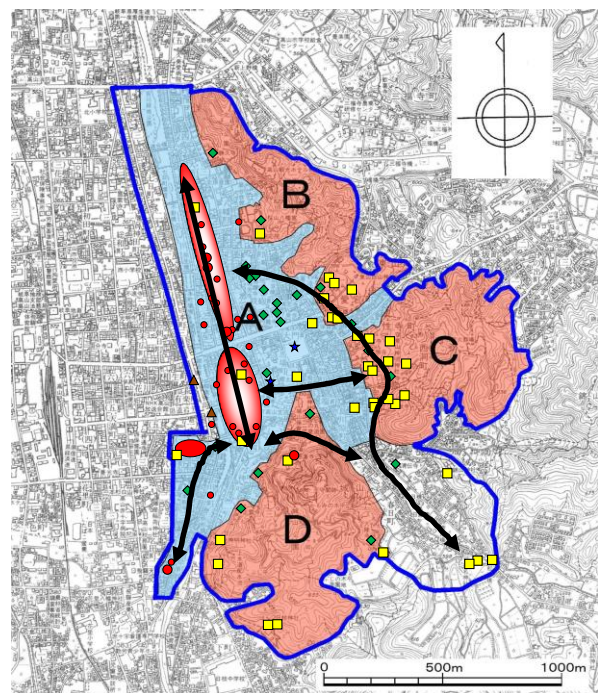
石敷舗装、カラー舗装、石階段、石帯工、植栽工、休憩施設（ベンチ）、側溝蓋改修（木、天然石洗出し）、中高木植栽整備、木塀化粧等

⑤ 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

文化財や歴史的な建造物等を繋ぐ周遊ルートを整備することにより、伝統的な生活感や歴史的な景観に触れながら、まちを周遊することができる。特に、横丁等は伝統的な生活感を残しており、歴史的風致に触れることができる。こうして人々が伝統的な生活感や歴史的な景観に触れながら文化財等を周遊することができることにより、歴史的風致の面的な維持及び向上が見込まれるとともに、まちの活性化にも繋がる。



東山遊歩道



- 重点区域（城下町高山）
 ○周遊ルートイメージ
 ○重点区域内の高山市景観計画による区分
 A. 城下町景観重点区域
 B. 北山風致地区
 C. 東山風致地区
 D. 城山風致地区
- 重点区域内の文化財
 国指定・選定文化財
 県・市指定文化財
 国登録文化財
 その他文化財
 文化財収蔵展示施設

周遊ルートイメージ図

(2)事業の名称 スポット整備事業

① 整備主体 高山市

② 活用する国の支援事業の名称 歴史的環境形成総合支援事業〈平成21年度～22年度〉、社会資本整備総合交付金〈道路事業の効果促進事業：平成23年度～25年度〉、社会資本整備総合交付金〈都市再生整備計画事業：平成26年度～〉

③ 事業期間 昭和55年～

④ 事業の概要

市民や観光客が散策する文化財周遊ルートにまちかどスポット等を整備し、ふれあいの場を提供する。

・まちかどスポット整備事業

敷石、植栽工、休憩施設（ベンチ）、案内板、木柵等

⑤ 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

伝統的な生活感や歴史的な景観に触れることができる文化財等周遊ルートの交差点や橋のたもとにスポット等を整備し、子どもや高齢者など住民が集う場所を作ること、伝統的な文化の継承の場が創出できるとともに、町にゆとりを持たせ、うるおいのある景観と地域住民や観光客がふれあえる場を提供できる。こうして人々が伝統的な生活感や歴史的な景観に触れることができることにより、歴史的風致の面的な維持・向上が見込まれるとともに、まちの活性化にも繋がる。

高山市内スポット整備の具体例



着工前



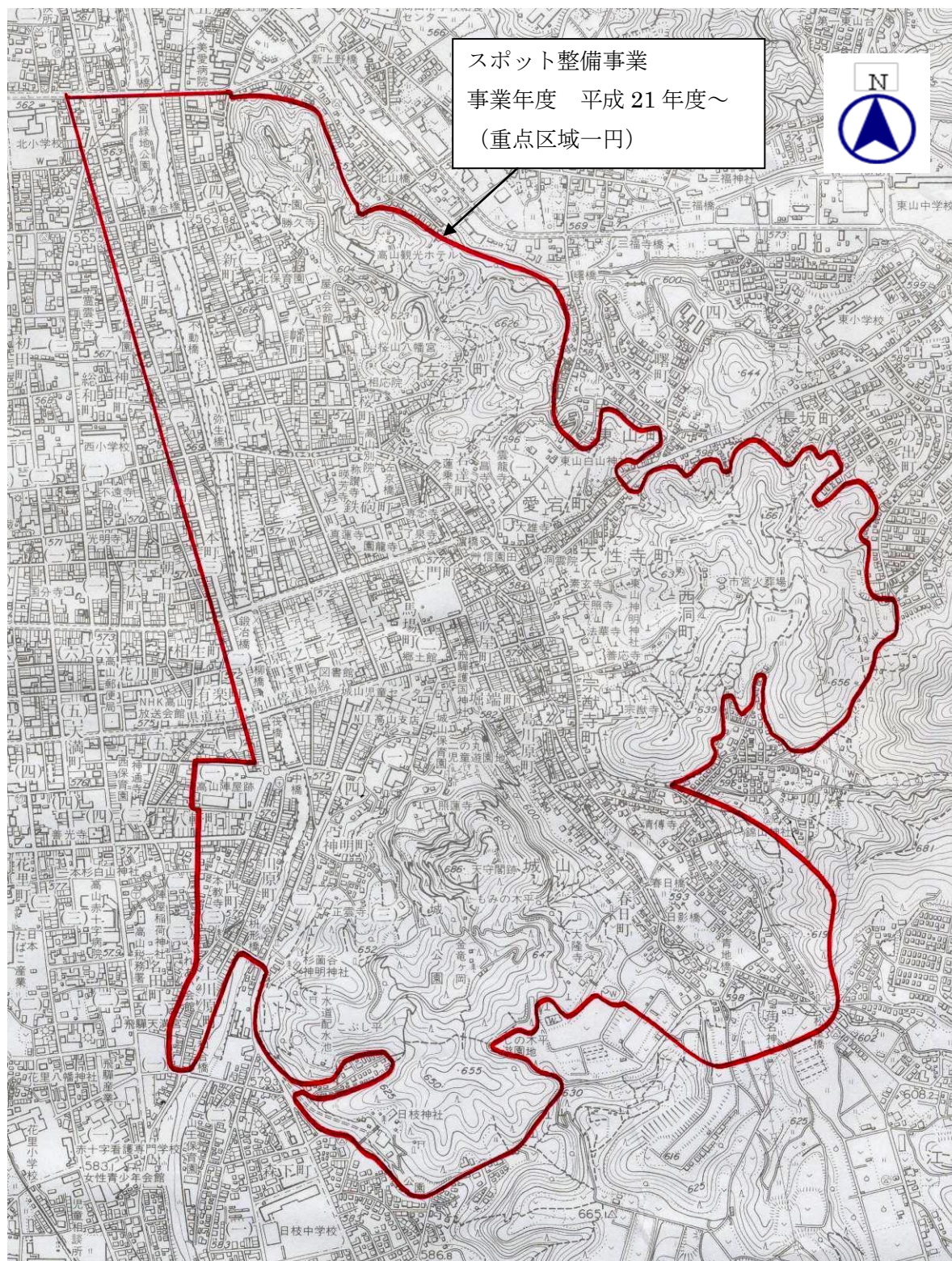
完成後



着工前



完成後



スポット整備事業位置図

(3)事業の名称 「城山」城郭整備事業

① 整備主体 高山市

② 活用する国の支援事業の名称

歴史的環境形成総合支援事業〈平成 21 年度～23 年度〉、社会資本整備総合交付金〈都市公園安全・安心対策緊急総合支援事業：平成 24 年度〉

③ 事業期間 平成 21 年度～24 年度

④ 事業の概要

多くの市民や観光客が訪れる「城山」城郭(城山公園)で、現存する石垣保護のための適切な間伐や遊歩道の再整備を行う。

・城山城郭整備事業

公園環境整備

⑤ 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

城下町高山の拠点となる「城山」城郭は、当時の面影を残している石垣が樹木の成長により破損する恐れがあるとともに、誰もが歩きやすい遊歩道が整備されていない状況である。石垣保護のための適切な間伐や公園内の遊歩道整備を実施することで、歴史を感じながらと市民や観光客がふれあえるうるおいのある空間を提供することができる。こうして人々が歴史的な雰囲気を感じながらふれあえる場所を提供することにより、歴史的風致の面的な維持及び向上が見込まれるとともに、まちの活性化にも繋がる。

城山城郭の保全と活用



城山公園本丸

(樹木の根が石垣に支障を来している)



公園内遊歩道

(多くの方に利用されるため、整備が必要である)



現在の城山公園

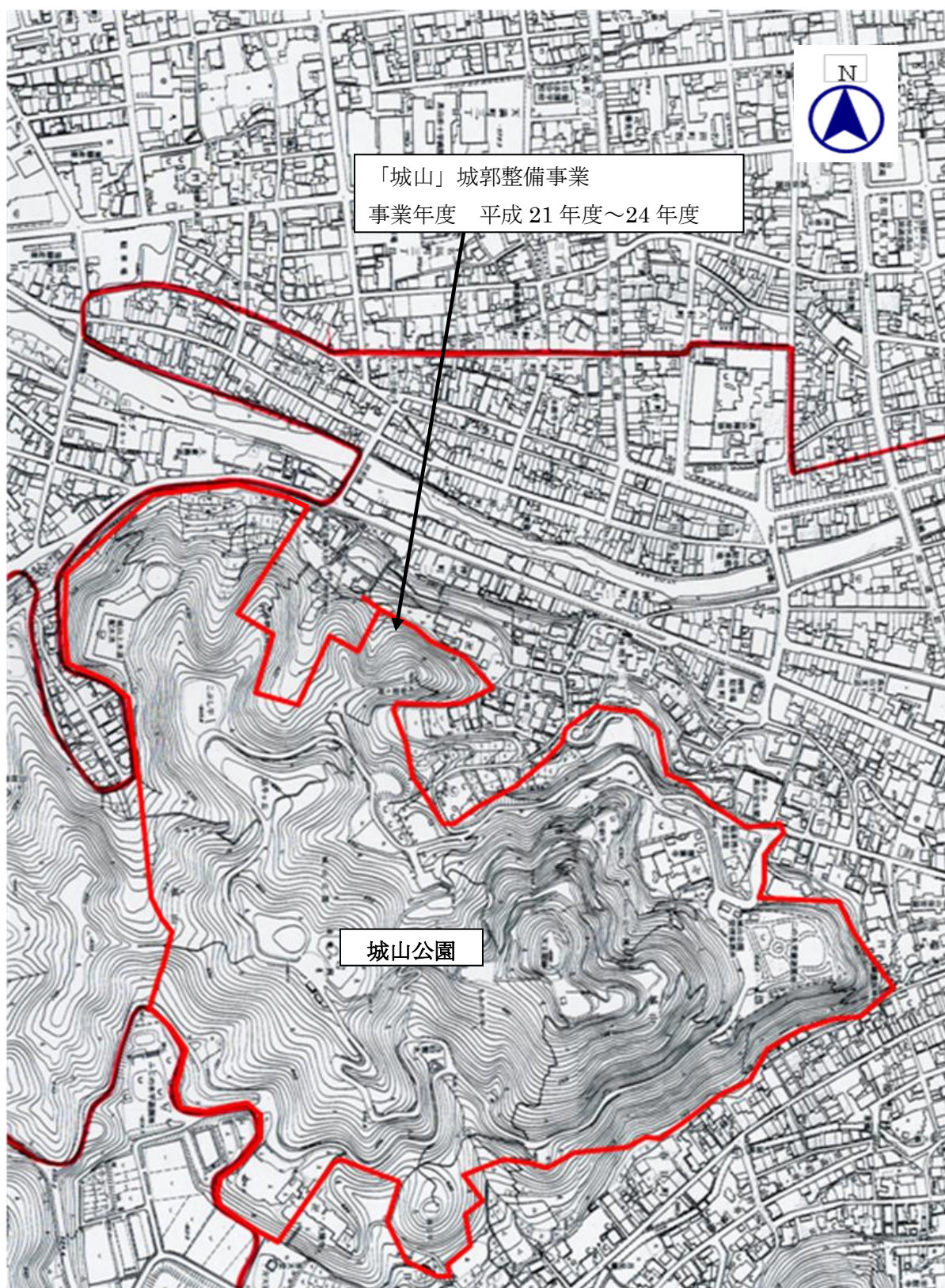
(元禄 8 年、城郭建物と石垣は破却されたが、地形はそのまま開発されることなく現存する。)



残された二之丸の石垣



城山公園二の丸から頂上を望む



「城山」城郭整備事業位置図

(4)事業の名称 案内施設等整備事業

- ① 整備主体 高山市
- ② 活用する国の支援事業の名称 歴史的環境形成総合支援事業〈平成20年度～22年度〉、社会資本整備総合交付金〈道路事業の効果促進事業：平成23年度～24年度〉
- ③ 事業期間 平成20年度～24年度
- ④ 事業の概要

市民や観光客が文化財等を周遊するための道しるべとなる案内施設の整備を行う。また、外国語表記や、観光情報にアクセスできるQRコードを表示するなど、よりの確な情報発信やユニバーサルデザインに配慮する。

・案内施設等整備事業

総合案内板、施設誘導板

- ⑤ 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

文化財や歴史的な建造物等を繋ぐ周遊ルートを整備することにより、伝統的な生活感や歴史的な景観に触れながら、まちを周遊することができる。市民や観光客など多くの人が気持ち良くわかりやすく周遊できるようにするためには、交差点、導線からの誘導部等の必要箇所に案内施設の整備を行う必要がある。こうして人々が伝統的な生活感や歴史的な景観に触れながら文化財等を周遊することができることにより、歴史的風致の面的な維持及び向上が見込まれるとともに、まちの活性化にも繋がる。

高山市内案内施設の具体例



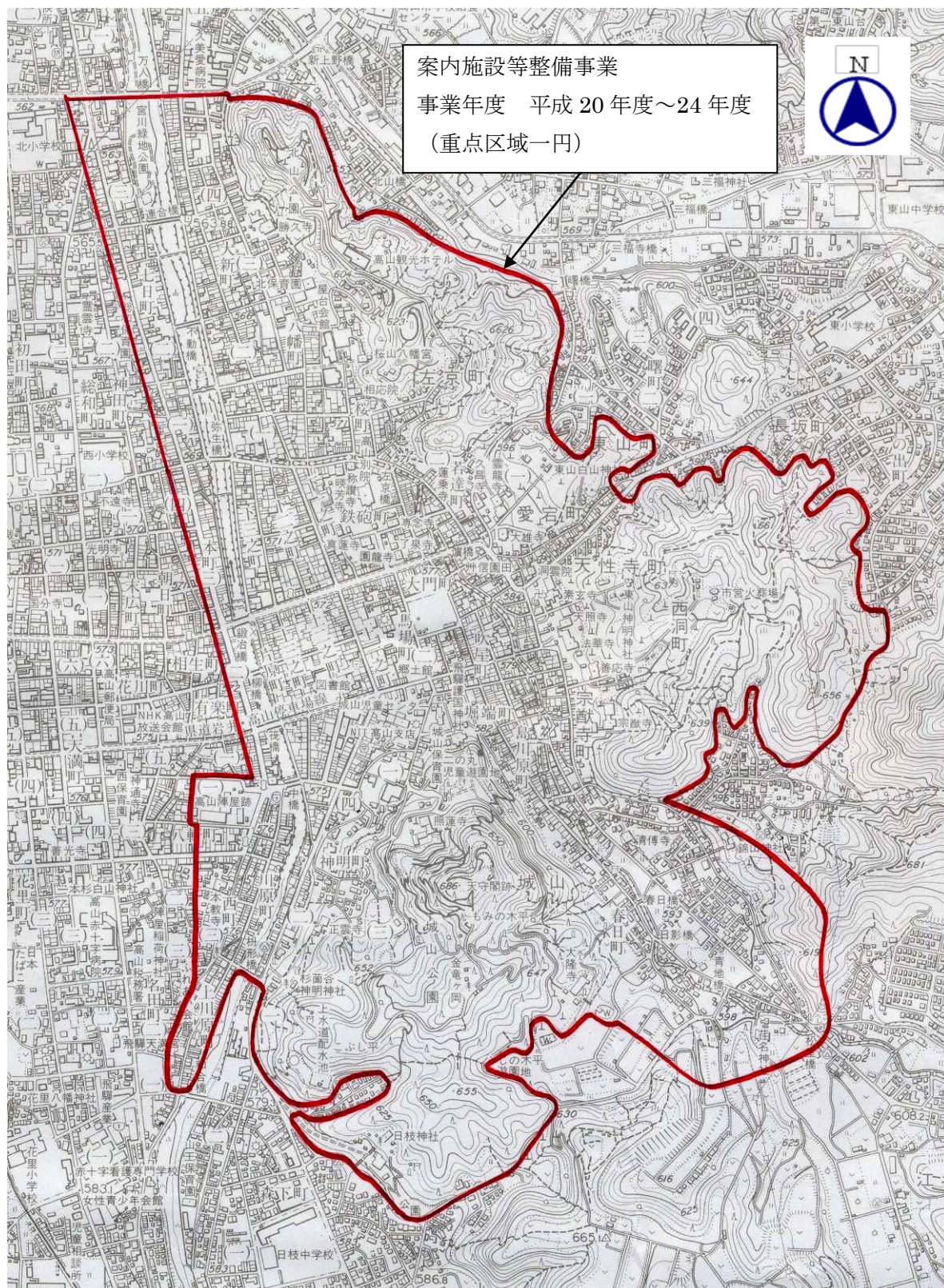
誘導案内板(市街地)



横丁案内板



誘導案内板(城山公園内)



案内施設等整備事業位置図

(5) 事業の名称 町並み・景観保全事業

- ① 整備主体 民間（個人）
- ② 活用する国の支援事業の名称 社会資本整備総合交付金〈道路事業の効果促進事業：平成 21 年度～25 年度〉、社会資本整備総合交付金〈都市再生整備計画事業：平成 26 年度～〉

③ 事業期間 昭和 54 年～

④ 事業の概要

高山の景観にふさわしい看板や生垣の設置に協力していただける民間（個人）に補助をする。

・看板設置、生垣等設置補助

⑤ 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

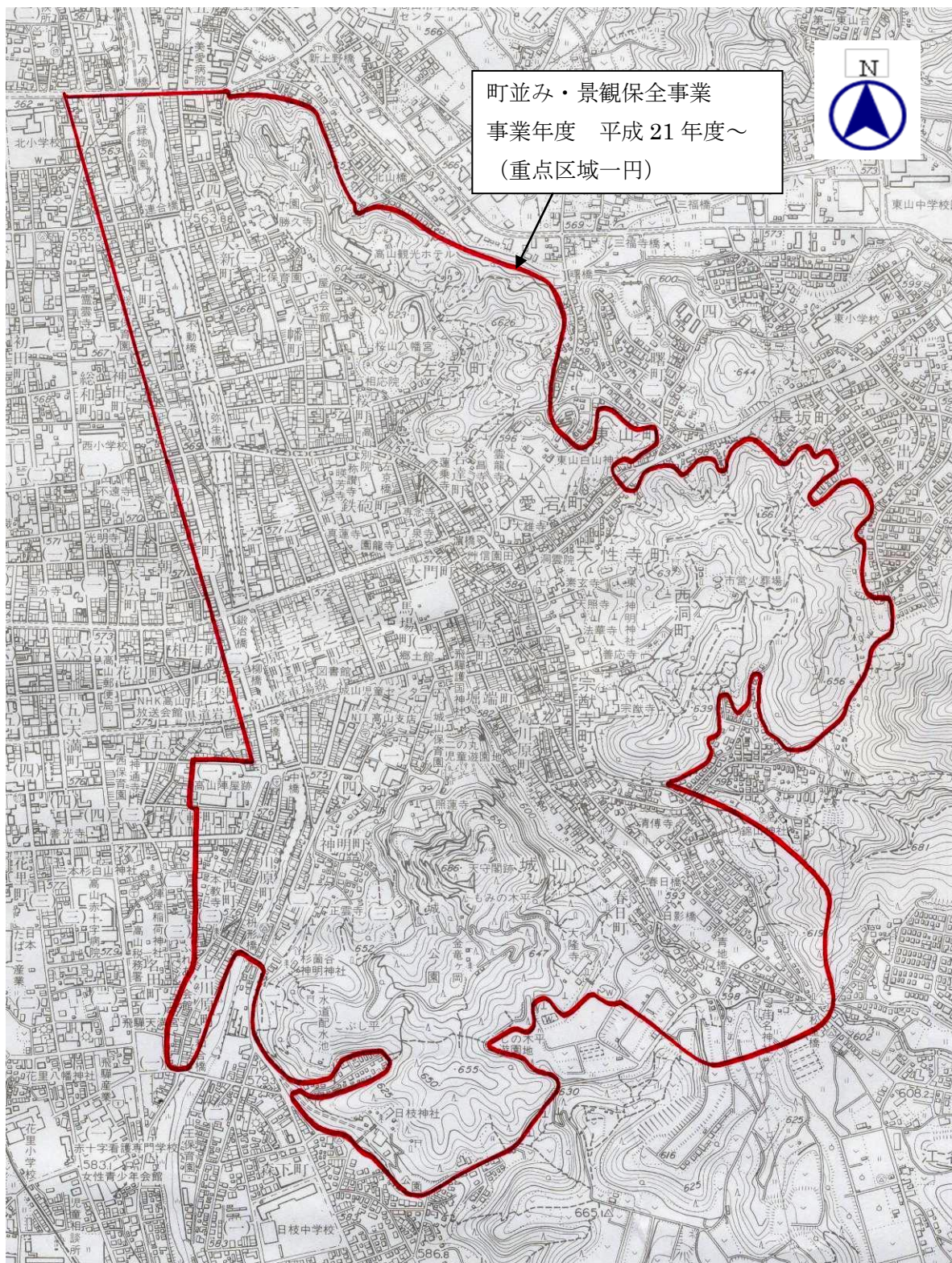
歴史的な景観や美しい町並みを保全するためには、公共スペースの整備のみでなく、民間の協力による良好な看板掲出や緑化が重要であり、民間と行政が一体となって町並み・景観の保全に取り組む必要がある。こうして民間と行政が一体となって町並み・景観の保全に取り組むことにより、歴史的風致の面的な維持及び向上が見込まれるとともに、まちの活性化にも繋がる。



個人商店看板



通りに面した生垣
(町並みの景観にうるおいを創出)



町並み・景観保全事業位置図

4 指定文化財の周辺整備等

(1) 事業の名称 吉島家整備事業

- ① 整備主体 高山市
- ② 活用する国の支援事業の名称 歴史的環境形成総合支援事業
- ③ 事業期間 平成 20 年度
- ④ 事業の概要

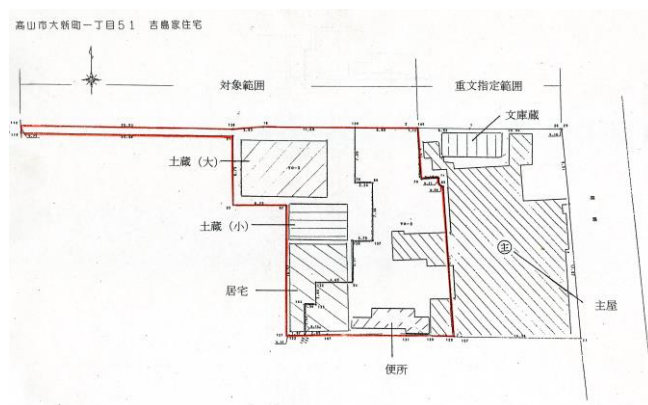
公開施設である重要文化財吉島家住宅と同一敷地内にある、蔵等について、一体的に歴史的風致を形成していることから、その保全を図り公開を促進するため、買取りを行う。

- ⑤ 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

重要文化財吉島家住宅は国指定の住宅建造物として、非常に評価の高い建造物である。また、飛騨匠の伝統を引き継ぎ、高山における大工技術の象徴といえる建造物である。しかし個人所有であり公開施設としても近年入館者が減り、維持が困難になっている。そのため、附属建物等についても早期に公有化を図る必要がある。こうして歴史的に重要な建築物の保存・公開を図ることにより、歴史的風致の面的な維持及び向上が見込まれる。



吉島家住宅



吉島家住宅配置図



吉島家整備事業位置図

(2)事業の名称 松本家整備事業

- ① 整備主体 高山市
- ② 活用する国の支援事業の名称 歴史的環境形成総合支援事業
- ③ 事業期間 平成 20 年度
- ④ 事業の概要

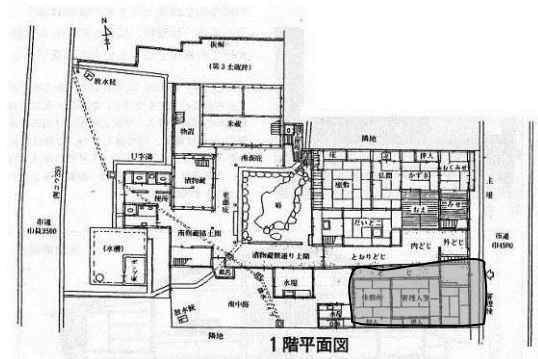
旧浅野家住宅は、公開施設である重要文化財松本家住宅に隣接し、一体的に歴史的風致を形成している。松本家住宅の公開にあたり、旧浅野家住宅を一体的に保存活用するため、買取りを行う。

⑤ 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

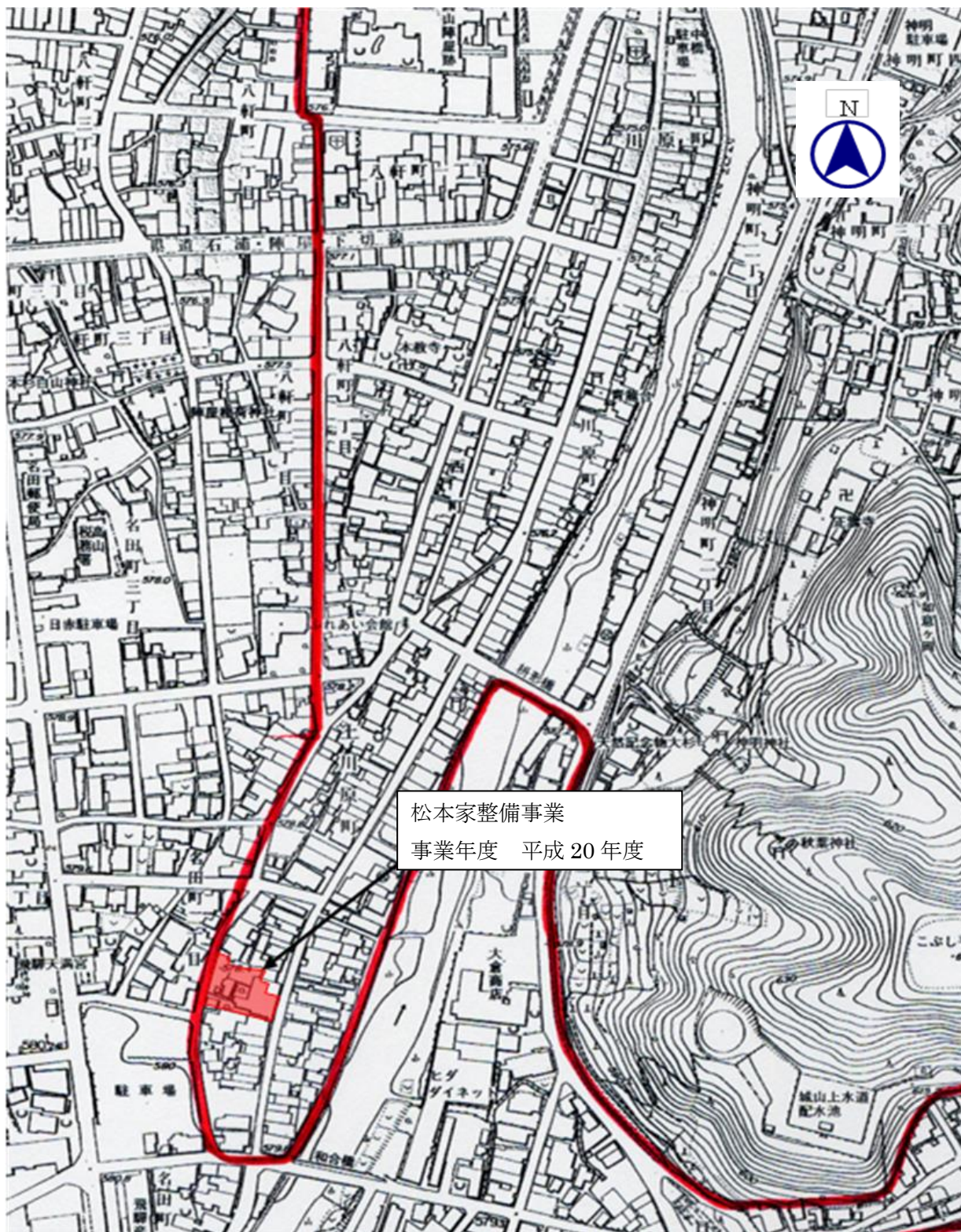
重要文化財松本家住宅は城下町高山の南端に位置し、高山における町屋の生活形態を知る上で重要な建造物である。また周遊ルートを設定するにあたり、南端の拠点施設としても価値が高い。隣家は壁面で接合しており、比較的狭い松本家内部を公開するにあたり、観覧者の安全性を考慮した内部導線を確保するためにも必要な建造物である。こうして歴史的に重要な建築物の保存・公開を図ることにより、歴史的風致の面的な維持及び向上が見込まれる。



松本家住宅



松本家住宅配置図



松本家整備事業位置図

(3)事業の名称 無電柱化事業Ⅰ

① 整備主体 高山市

② 活用する国の支援事業の名称 まちづくり交付金事業〈～平成 21 年度〉、街なみ環境整備事業〈～平成 22 年度〉、社会資本整備総合交付金〈道路事業の効果促進事業：平成 22 年度～24 年度〉、社会資本整備総合交付金〈街なみ環境整備事業：平成 23 年度～25 年度〉

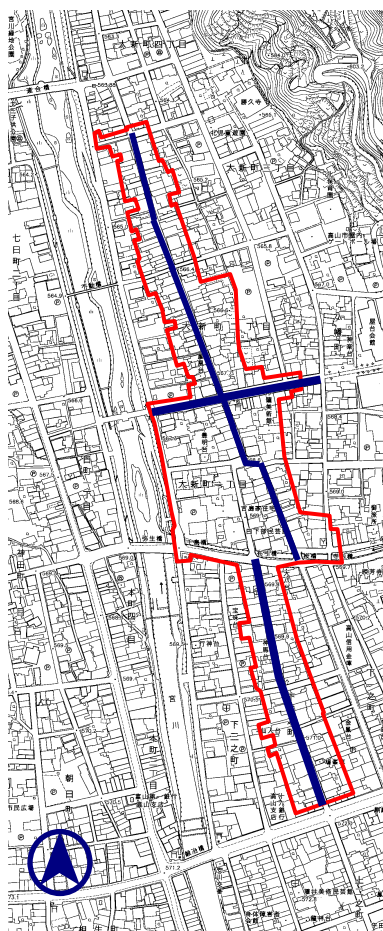
③ 事業期間 平成 20 年度～25 年度

④ 事業の概要

下二之町大新町伝統的建造物群保存地区内の市道千島松本線（一部）、上二之町大新町線（一部）、雁川原線（一部）、及び八幡大新町 3 号線において、電線等の地中化により電柱を撤去するとともに、側溝に石を使用し、伝統的な町並みに合った道路修景事業を電力事業者等と協力して実施する。

⑤ 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

電柱等が町並み景観を阻害している。重要伝統的建造物群保存地区の伝統的建造物の修理・修景事業と道路景観の修景を合わせて実施することで、伝統的な町並みの再生による歴史的風致の維持及び向上が見込まれる。



無電柱化事業予定路線

- 下二之町大新町伝統的建造物群保存地区
— 無電柱化事業予定路線



下二之町無電柱化整備前



無電柱化整備後イメージ

(4)事業の名称 無電柱化事業Ⅱ

- ① 整備主体 岐阜県
- ② 活用する国の支援事業の名称 電線共同溝整備事業、交通安全施設整備等事業
- ③ 事業期間 平成 20 年度～21 年度
- ④ 事業の概要

三町伝統的建造物群保存地区と下二之町大新町伝統的建造物群保存地区の間にある安川通り商店街（国道 158 号）において、電線等の地中化により電柱を撤去し、伝統的な町並みに合った道路修景事業を電力事業者等と協力して実施する。また、同時に歩道のバリアフリー化を実施する。

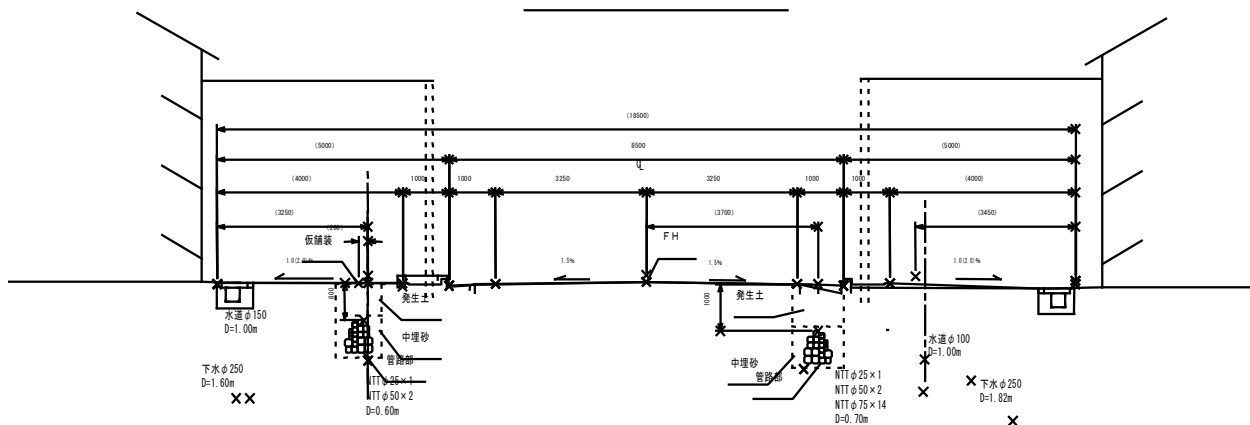
- ⑤ 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

安川通り商店街（国道 158 号）は、2 つの重要伝統的建造物群保存地区に挟まれる非常に重要なポイントであるが、電柱等が町並み景観を阻害している。重要伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業や道路景観の修景と併せて当該地区の道路景観の修景を実施することで、伝統的な町並みの再生による歴史的風致の維持及び向上が見込まれる。

道路標準断面図 (1)

 $S=1.50$

NO. 30~NO. 45





安川通り商店街の無電柱化事業区域

(5)事業の名称 宗猷寺庭園整備事業

- ① 整備主体 民間（団体）
- ② 活用する国の支援事業の名称 歴史的環境形成総合支援事業
- ③ 事業期間 平成 21 年度
- ④ 事業の概要

宗猷寺庭園（市指定名勝）を修理する事業に対し、公開することに関する協定を市と結ぶことを条件に修理事業費の一部を助成する。

- ⑤ 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

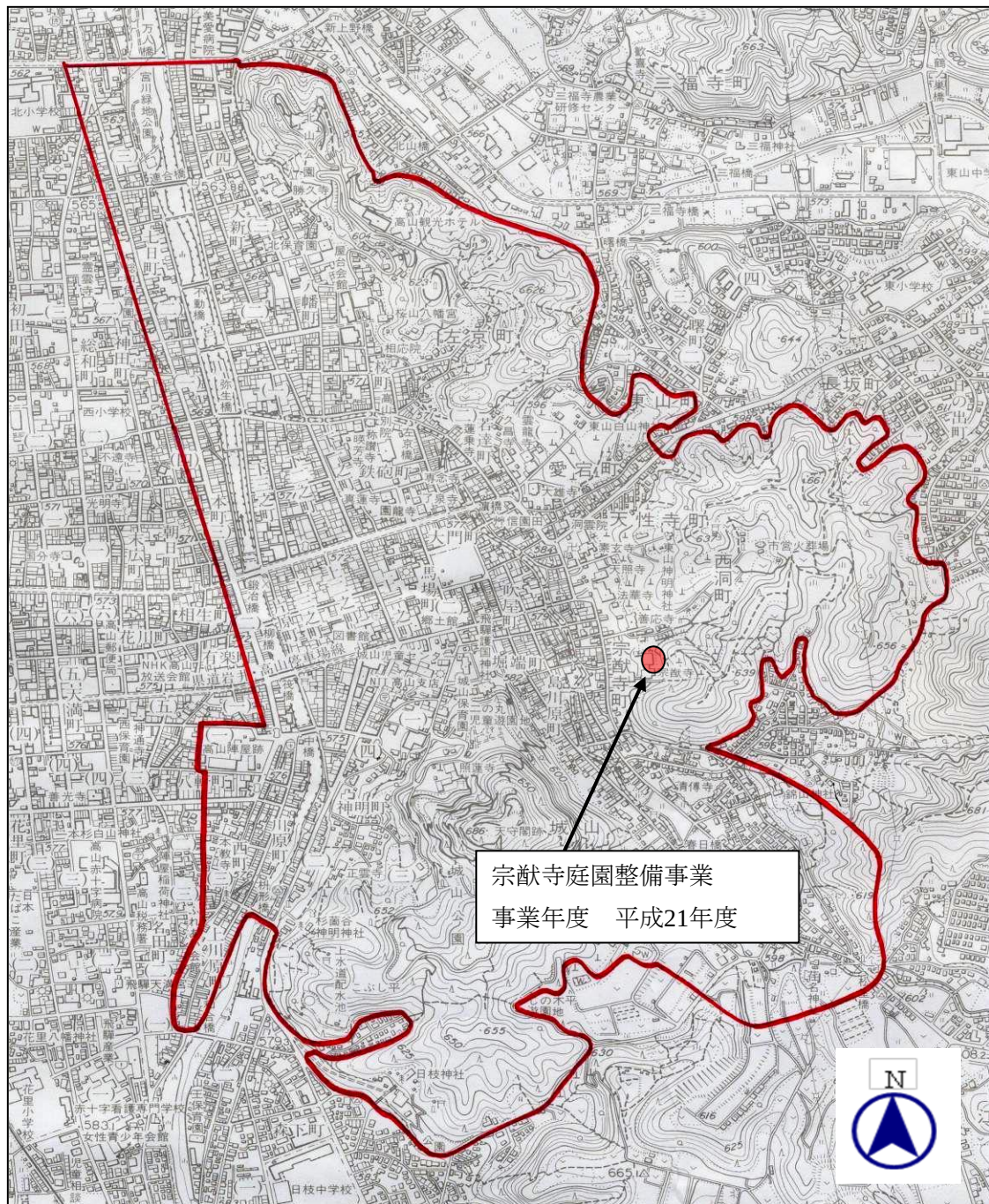
修理等が必要となっている民間所有の文化財に対し、公開を条件に助成を行うことで重点区域における文化財の公開を進め、文化財の活用を図るとともに、周遊ルート等の魅力の増大などを図ることができる。こうして歴史的に重要な建築物の保存・公開を図ることにより、歴史的風致の面的な維持及び向上が見込まれる。



宗猷寺本堂



宗猷寺庭園



宗猷寺庭園整備事業位置図

(6)事業の名称 景観重要建造物等修景事業

- ① 整備主体 民間（個人）
- ② 活用する国の支援事業の名称 社会資本整備総合交付金〈都市再生整備計画事業〉
- ③ 事業期間 平成 26 年度～
- ④ 事業の概要

1) 景観的に価値のある建造物や国の登録有形文化財を景観法における「景観重要建造物」に指定するとともに、その所有者に対し、建造物の外観を維持するために必要な修理や修景に要する経費の一部を助成する。

2) 市街地景観保存区域内において行われる、建築物の新築・増築・改築・修理等の行為が伝統的な意匠を基本とした一定の基準を満たす場合、その所有者に対し、当該行為に要する経費の一部を助成する。

- ⑤ 事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由

景観的に価値のある民間所有の建造物を景観重要建造物に指定することで、その保全が図られるとともに、修理等が必要となっている建造物に対し補助を行うことで、適正な維持管理が行われる。

また、市街地景観保存区域内の建造物における一定の基準を満たす建築行為に対し補助を行うことで、建造物の形態や意匠等の無秩序な変更を防ぎ、周辺の景観と調和した趣のある町並みが保全される。

このように、景観的に重要な建築物や風情ある町並みの保全を図ることにより、歴史的風致の面的な維持及び向上が見込まれる。

【景観重要建造物の指定候補】

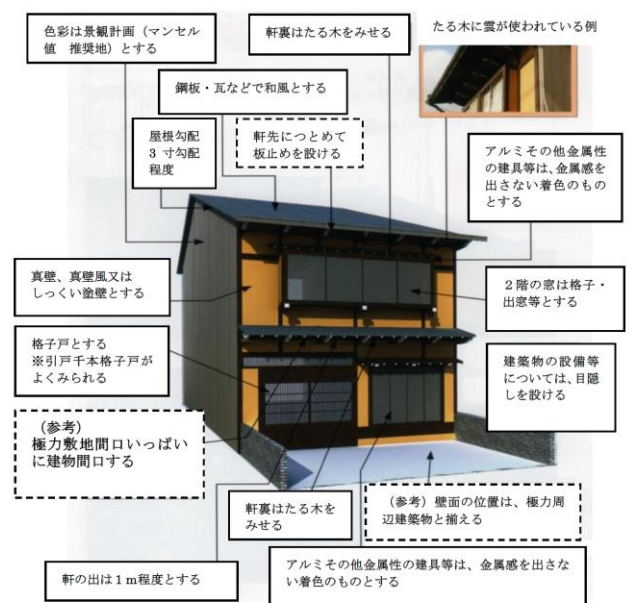


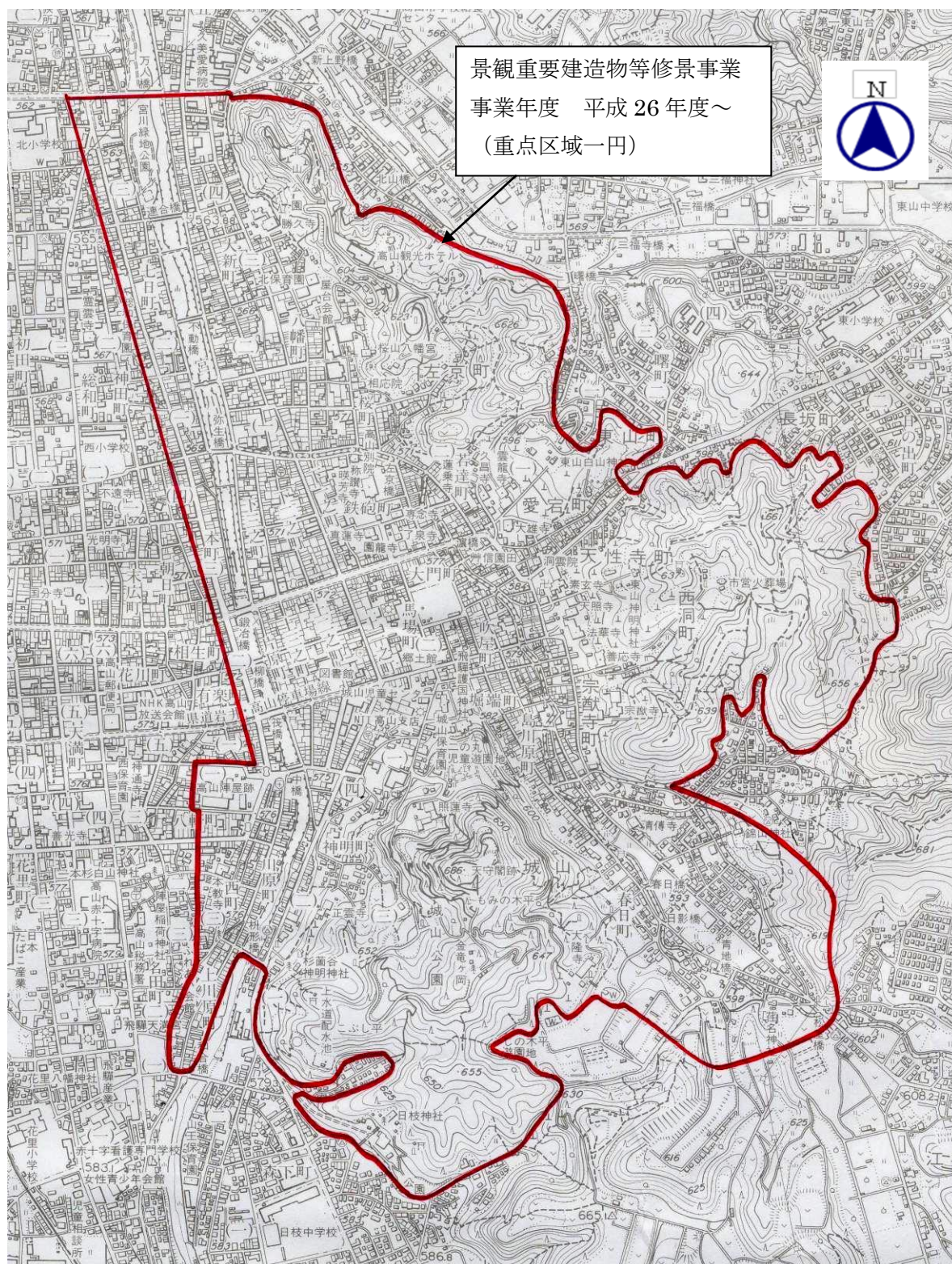
旧山岸写真館(馬場町)



レンガ館(上一之町)

【市街地景観保存区域補助対象建造物のイメージ】





景観重要建造物等修景事業位置図